

# ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業説明会 ◆

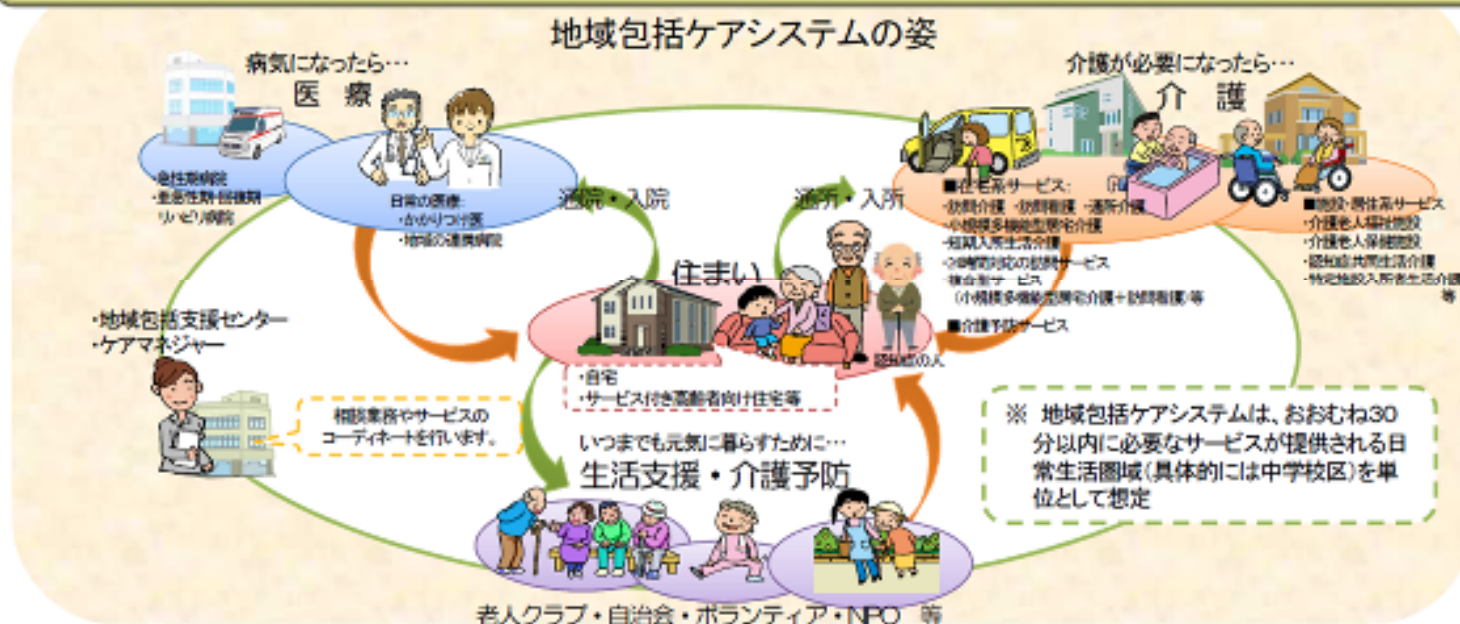
**H29.1.17**

岸和田市保健福祉部介護保険課

# ◆地域包括ケアシステムの構築

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



## ◆介護保険法の理念・目的

第1条(目的)	有する能力に応じ <u>自立した日常生活</u> を営むことができるよう、介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る
第4条(国民の努力及び義務)	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に <u>健康の保持増進に努める</u> とともに、要介護状態となっても進んでリハビリ等により、 <u>能力の維持向上に努める</u> 。
第5条(国及び地方公共団体の責務)	市は、被保険者が自立した日常生活を営めるように、 <u>要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止のための施策を推進する</u> ように努める。

## ◆総合事業で岸和田市が目指すところ

①介護予防の強化

②自立支援の促進

③介護人材の確保

## ②自立支援の促進

地域包括支援センターと協働で作成！

### ●岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

#### ◆介護予防と自立支援の視点

- ①高年齢者が要介護状態や要支援状態になることを予防する。
- ②要支援状態になっても、自立した日常生活を営めるように支援する。
- ③要介護状態になっても、状態を軽減させ、悪化することを防止する。

市・地域包括支援センター・ケアマネジャー・  
介護事業所・市民が同じ意識を共有しながら  
取り組むことが重要！

# ◆岸和田市における通所型サービス

		緩和型A	現行相当
サービス内容		体操、レクリエーション、送迎等	機能訓練、レクリエーション、送迎等
対象者		要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
人 員 等	管理者	専従1以上(介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、市長が指定する研修受講者)	常勤・専従1以上
	従事者	【資格要件】・なし 従事者:利用定員15人まで 専従1以上 :利用定員15人超 利用者1人に専従0.2以上	【資格要件】・なし 従事者:利用定員15人まで 専従1以上 :利用定員15人超 利用者1人に専従0.2以上
	生活相談員	—	専従1以上
	看護職員	—	専従1以上
	機能訓練員	—	1以上
設備		3㎡×利用定員 以上など	3㎡×利用定員 以上など
運営		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など</li> </ul>
サービス提供者		本サービスの指定事業者	(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者
報酬		現行相当の80%	国基準の1回単価と同じ
利用者負担		介護予防給付と同じ	(所得に応じ、1割または2割)
限度額管理		あり	あり
請求・支払		国保連にて審査・支払	国保連にて審査・支払

# ◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

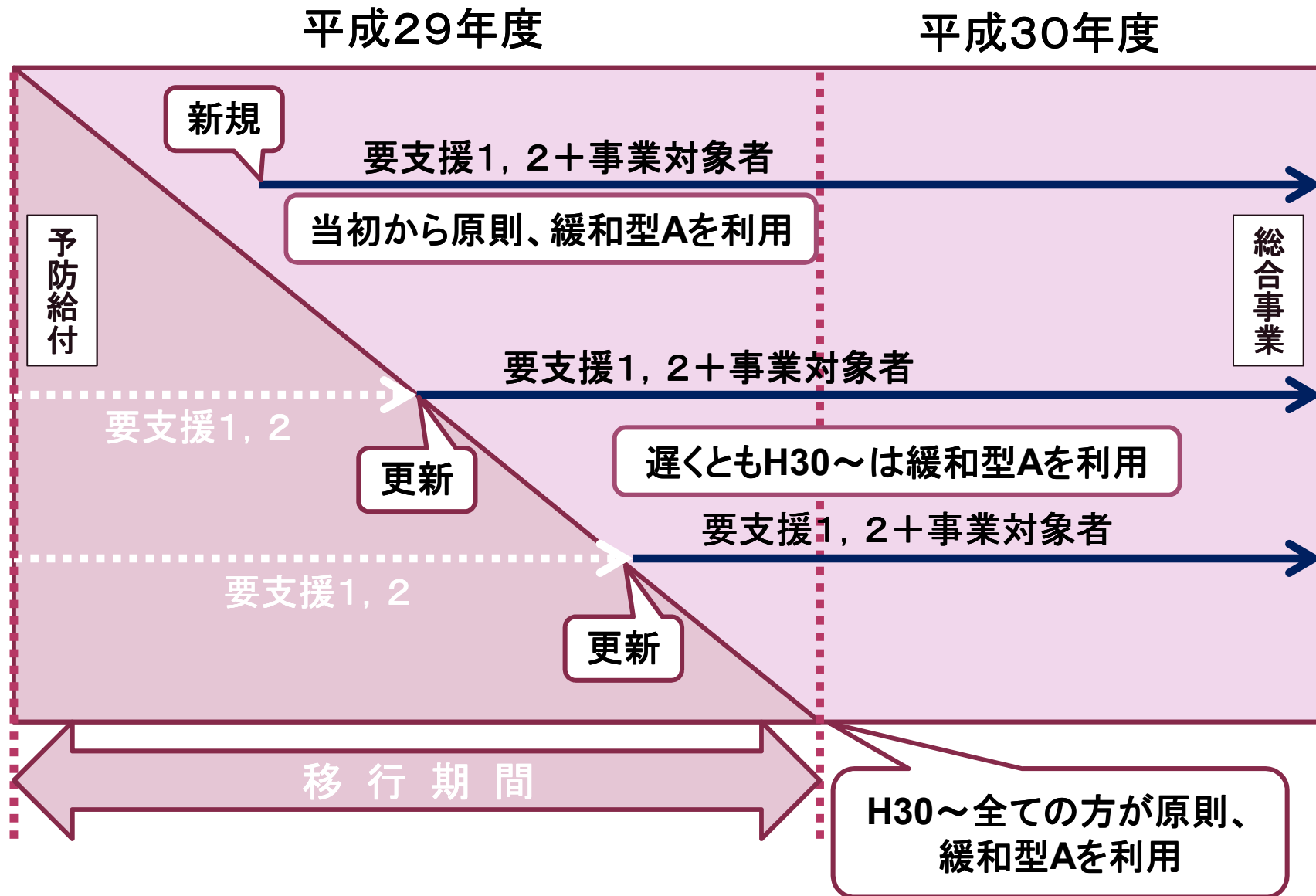
## ●通所型サービス

○原則、緩和型サービスAを利用する。

サービス選択  
検討会議に諮る

- ①認知機能の低下や精神・知的・身体障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ②専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、状態の改善・維持が見込まれる者
- ③自宅での入浴が不可能であり、入浴サービスを利用する必要がある者(単なる入浴目的だけの利用は不可)
- ④受け皿不足で多様なサービスが利用できない場合

# ◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針





# ◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

